

**地方公会計所有外管理資産の計上支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 趣 旨

本県における「所有権を持たないが管理権限を有する所有外管理資産」のうち、指定区間の国道及び指定区間の一級河川・二級河川等、重要性がある資産について、網羅的に把握し、令和8年度決算の固定資産台帳に適切に反映することを目的として、本支援業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2. 委託業務概要

(1) 業務名

地方公会計所有外管理資産の計上支援業務委託

(2) 業務概要

- ① 所有外管理資産情報を保管する関係部署への説明及び保管データの確認
 - ② 対象資産の特定
 - ③ 対象資産の評価基準及び計上方針の決定
 - ④ 所有外管理資産情報の整理及び固定資産台帳への記載
- ※詳細は、別紙1「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託上限額

9,240,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約者

和歌山県

(6) 受託候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

下記「(1) 参加要件」の「①」から「⑧」の要件を満たしている者とする。

コンソーシアムで参加する場合は、代表構成員は「①」から「⑦」の要件を、その他の構成員は「①」から「⑥」をそれぞれ満たすとともに、構成員のうち1者以上は要件「⑧」を満たすことを要件とする。

なお、同一企業が複数のコンソーシアムの構成員となること、同一企業が単独で参加し、かつ、コンソーシアムの構成員となることは認めない。

(1) 参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 国、和歌山県及び和歌山市から指名停止等の措置を受けている者でないこと又は受けることが明らかである者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ④ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人県民税及び法人事業税）の滞納がないこと。
- ⑤ 構成員の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱（平成23年施行）に規

定する排除措置対象者に該当する者でないこと。

- ⑦ 和歌山県の物品、役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「6. 情報処理」小分類「06. データ処理」及び大分類「11. 測定・検査・調査研究等」小分類「11. 調査研究・統計作業」に登載されている者。
- ⑧ 都道府県における固定資産台帳整備及び財務書類等作成支援の実績を有すること。

4. プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに係る質問は、質問票（様式1）を電子メールにより提出すること。

(1) 受付期間

令和8年6月24日（水）～ 7月3日（金）17時まで

(2) 提出先

和歌山県総務部総務管理局管財課

代表メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

※電子メールの件名を「地方公会計所有外管理資産の計上支援業務に係る質問」とすること。

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答し、その内容については、和歌山県総務部総務管理局管財課ホームページへの掲載の方法により公表する。

5. プロポーザルへの参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、以下の書類を提出すること。

なお、参加表明者は、後述の企画提案書類を必ず提出する者に限る。

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式2-1）

② 会社概要書（様式2-2）

③ コンソーシアム構成員表（様式2-3）

※③は、コンソーシアムによる申請の場合のみ

(2) 受付期間

令和8年6月24日（水）～7月8日（水）17時まで

(3) 提出先

和歌山県総務部総務管理局管財課

代表メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

※電子メールの件名を「地方公会計所有外管理資産の計上支援業務に係る参加表明書」とすること。

（電子データの場合は受信確認必須、郵送の場合は書留）

6. 企画提案書類の提出

本プロポーザルへ応募する場合は、以下の書類を提出すること。

コンソーシアムによる申請の場合は、下記②～⑦の書類を構成員ごとに提出すること。

なお、企画提案書類の提出日において、「和歌山県物品、役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について（名簿登載通知）」の写しをもって下記③～⑦の書類に代えることができるものとする。

また、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(1) 提出書類

① 応募申請書（様式3）

※コンソーシアムによる申請の場合はアを提出すること

ア コンソーシアム協定書等の写し（様式任意）

→コンソーシアムの名称、構成員、代表者、代表者の権限等を定めたもの

② 誓約書（様式4）

③ 役員等に関する調書（様式5）

④ 団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類

⑤ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

⑥ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3カ月以内のもの）

⑦ 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書（発行後3カ月以内のもの）

⑧ 企画提案書類（様式6～9及び任意様式）

※別紙2「企画提案書作成要領」を参照し作成すること

(2) 提出期限

令和8年7月22日（水）17時まで（必着）

(3) 提出部数等

・紙ベース ⑧企画提案書類：正本1部、副本10部

⑧以外：正本1部

・電子データ一式：Word、Excel、PowerPoint又はPDF

※指定様式はWordでの提出とする

(4) 提出先及び提出方法

・紙ベース

次の提出場所に持参又は郵便書留により提出してください。

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課（担当：菅谷）

・電子データ

代表メールアドレス e0107001@pref.wakayama.lg.jp

※電子メールの件名を「地方公会計所有外管理資産の計上支援業務に係る企画提案書」とすること。

（電子データの場合は受信確認必須、郵送の場合は書留）

(5) 留意事項

① 企画提案書類の応募に当たっては、事前に参加表明を行うこと。詳細は「5. プロポーザルへの参加表明」を参照。

② 企画提案書類の作成、提出及びプレゼンテーション審査対応など、本プロポーザル参加に係る費用は提案者の負担とする。なお、提出は1者につき1案のみとする。

③ 期限までに書類の提出がない者は、本プロポーザルの参加を認めないこととする。

④ 提出後の書類の差替え・修正は認めない。

⑤ 提出された書類は返却しない。

⑥ 本プロポーザルに関し、本県から手渡された全ての資料は他に公表することや使用することを認めない。

7. 審査及び委託候補者の選定

(1) 書類審査

事務局において参加資格についての審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

委託候補者の選定は、県が別に定める「和歌山県総務部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による企画提案書の内容についてのプレゼンテーション審査によって行う。

なお、選定委員会は、別紙3「審査要領」に基づき、審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

① 審査日時等

令和8年7月27日（月） 和歌山市内

※詳細な時間・場所は参加者に別途通知する

② 1提案者あたりプレゼンテーション時間

プレゼンテーション 15分～20分程度

審査委員からの質疑 10分～20分程度

※詳細な時間は参加者に別途通知する

③ 注意事項

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用して行うこととし、プロジェクト等の使用は認めない。

イ プレゼンテーションへの参加は、1提案者あたり5名以内とする。

ウ 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 委託候補者の選定

① プレゼンテーション審査を踏まえ、選定委員会が最も優れたプロポーザル参加者を委託候補者として選定し、併せて次点も選定する。

② 各選定委員の持ち点を合算した値の6割を最低基準点とし、各選定委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は委託候補者として選定しない。

③ 全参加者が最低基準点に満たなかった場合は、委託候補者なしとし、再度プロポーザルを実施する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定委員会終了後、速やかに参加者全員に文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県総務部総務管理局管財課ホームページにて公表する。

① 委託候補者の名称及び評価点

② 次点以下の者の評価点（提案者名は公表しない）

(5) 失格

次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としない。

① 上記「3. 参加資格」を満たさないもの。

② 提出書類に不足があるもの。

③ 提出期限を過ぎて提出されたもの。

④ 本実施要領の定めを満たさないもの。

⑤ 企画提案書類に虚偽の記載をしたもの。

⑥ その他審査結果に影響を与えるような行為が認められた場合。

8. 契約

(1) 契約の締結

- ① 選定した委託候補者に対して、企画提案の内容等に基づき協議のうえ、委託業務に係る仕様書の内容を確定し、契約を締結する。
- ② その者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と協議を行う。
- ③ 当初契約金額は、委託業務予算の範囲内の額とする。
- ④ 業務委託条件・仕様書等は、契約段階において、若干の修正を行うことがある。
- ⑤ 本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承諾を得た場合に限り、業務の一部を委託することができるものとする。
- ⑥ 契約保証金については、和歌山県財務規則（昭和63年3月31日規則第28号）第92条の定めるところによるものとする。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

9. スケジュール

日付	内容
令和8年6月24日（水）	実施要領の公表
令和8年6月24日（水）～ 7月3日（金）17時	質問の受付期間
令和8年7月7日（火）	質問への回答期限
令和8年6月24日（水）～ 7月8日（水）17時	参加表明書の受付期間
令和8年7月22日（水）17時	企画提案書の提出期限
令和8年7月27日（月）	選定委員会の開催
令和8年7月29日（水）以降	選定結果の通知、契約